

名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年10月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市条例第51号

名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表第 244条第 2項の項中「第 3号」を「第 2号」に改め、同表第 261条第 2項の項中「第 8号」を「第 7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。